

旅館業営業許可申請書3、5について

3 旅館業法施行規則第5条第1項〔季節的に利用される施設等〕

一	キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
二	交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
三	体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
四	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業(※1)に係る施設

- ※1 「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動(※2)又は山村・漁村滞在型余暇活動(※3)に必要な役務を提供する営業をいう。
- ※2 「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項)
- ※3 「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第2項)

5 旅館業法第3条第2項各号〔営業の許可〕

一	心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
二	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三	禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
四	第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
五	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(※4)又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)
六	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
七	法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
八	暴力団員等がその事業活動を支配する者

- ※4 「暴力団員」とは暴力団の構成員をいう。